

2020年5月16日

会員並びに保護者各位

臨時休業中の授業料、休会費の取扱いについてのご案内

今般の臨時休業中、皆様には大変ご不便をおかけし申し訳ございません。

5月16日に京都府の営業自粛要請が継続される事が決定し、弊社は未だ営業再開日を決定する事が出来ません。再開日を決定できない事により皆様方には引き続きご不便をお掛けしますことを申し訳なく思っています。

6月1日(月)営業再開できると想定して、この「ご案内」で、ご入金いただいているにもかかわらず授業できない状況の授業料、休会費等の取扱いについて、下記のとおりお知らせいたします。

記

休業期間

- I 2020年4月20日(月)から4月30日(木)
- II 2020年5月1日(金)から5月31日(日)

- 1 4月休業分対応 授業振替で対応いたします。

(スクール生)

2020年4月20日(月)～4月30日(木)の日曜日、休校日を除く
8日間の休業期間中の受講分を6月以降に振替授業を行います。

(フリー会員)

2020年4月20日(月)～4月30日(木)の土、日曜日、休館日を除く
7日間の休業については6月以降に7日間利用日を追加設定いたします。

詳細は営業再開後、プリント等でお知らせいたします。

- II 5月分授業料及び5月分休会費の取り扱いについて

(既納の5月分授業料)

- ① 6月出席の場合 ⇒ 6月分の授業料に充当

- ② 6月休会の場合 ⇒ 6月分の休会費を充当し差額返金
- ③ 5月末退会の場合 ⇒ 全額返金

(既納の5月分休会費)

- ④ 6月休会の場合 ⇒ 6月分の休会費に充当
- ⑤ 6月出席の場合 ⇒ 6月授業料に充当し差額徴収
- ⑥ 5月末退会の場合 ⇒ 全額返金

②⑤の差額返金、差額徴収は6月以降の自動振替で対応します。
③⑥の退会者の返金は6月以降フロントにてお手続きの際、現金にて返金いたします。

- 電話窓口 2020年5月21日(木)から再開いたします。
土日を除く平日午前10時から午後5時まで
電話 075-315-0210

- 諸届締切等 通常 休会、退会、クラス変更は毎月20日締切とさせていただいておりますが、今月(6月分手続き)は5月29日(金)まで延長して受付させていただきます。
6月休会のお申込みは随時ホームページからお手続きしていただけます。
5月末退会、6月クラス変更希望の方は確認事項が伴いますので、5月21日(木)以降お電話でお申し出下さい。
5月末退会の方は6月以降フロントにてお手続きの際、未納金の徴収、過入金の全額返金をいたします。

営業再開日等が決定しましたら速やかにホームページで等でお知らせして参りますので、今しばらくお待ち下さい。

万一、6月1日(月)以降更に営業自粛が続いた場合には、再度ご案内申し上げる予定です。引き続きご理解ご協力賜ります様お願い申し上げます。

末筆ではございますが、会員並びにご家族の皆様におかれましては、時節柄くれぐれもご自愛いただきますようお願い申し上げます。